（郵便局認可）　第千百五十三號　（日曜日休刊）　（定價三錢）

時事新報

明治十八年十二月廿三日水曜日
舊乙酉十一月十八日（壬子）
日出午前七時零八分
日入午後四時五十分
月出午後六時三十九分
月入午前七時五十四分
滿潮午前六時十二分
滿潮午後六時三十六分
（西曆一千八百八十五年）

時事新報定價

一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便税一箇月金廿六錢一箇年金三圓十二錢〇左ニ掲クル各地ニ於テハ賣捌所ニテ配達致候

東京　横濱　横須賀　從神奈川至小田原驛　函根七湯　大坂
京都　大津　神戸　尾ノ道　岡山　玉島　福山　廣島
和歌山　姫路　高知　下ノ關　名古屋　岐阜　岡崎　豐橋
四日市　津　松坂　山田　仙臺　福島　二本松　石ノ卷
函館　青森　弘前　宇都宮　高崎　八王子　千住　草加
越ヶ谷　粕壁　杉戸　幸手　久喜　關宿　千葉　登戸
寒川

其他同處近在配達便宜ノ個所ハ同ジク配達料不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上卅日迄	卅一日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘	六錢四厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九五	五錢六厘
自卅一行至五十行	八錢	六錢五厘	五錢八五	五錢五厘	五錢二厘
五十一行以上	七錢	六錢	五錢四厘	五錢一厘	四錢八厘

社告

○時事新報豫約御購讀被成下候ニハ新報代價並ニ郵便税モ必ズ前金ヲ以テ御拂入被成下度候又前金相切レ候ヘハ其日限リ新報ノ發送相見合セ候

○新報代價並ニ郵便税トシテ御送附相成候金員當方ニテ正ニ落手仕候節其都度受取證ヲ以テ御通知ハ不申上其代リニ毎日御發送申上候新報ノ帶封表面御名前ノ脇ニ（何月何日）ト記入仕置候間御覽可被成下候是ハ此日マデハ新報代價並ニ郵便税トモ御拂濟相成居ルニ付此日マデハ新報發送仕候ト申ス事ニ候

○郵便爲替又ハ銀行爲換等ヲ以テ時事新報代價御拂入レ被成下候節當方ノ名宛ハ（時事新報社）ト致シ郵便爲換ナレバ（東京郵便本局）ニテ受取ルベキ樣御取組被成下度候

○御住所ノ御都合ニテ郵便爲換又ハ銀行爲換等御取組被成下候儀御不便ノ御方ニ限リ時事新報代價並ニ郵便税共一錢又ハ二錢ノ郵便切手ニテ御拂入レ被成下候テ苦シカラズ候

○時事新報購讀ノ諸君ニテ住所御移轉等ノタメ新報配達先キ御取替ヘ被成度節ハ新舊兩方ノ所書ヲ併テ御通知被成下度候

時事新報

新聞記者の德義（前號の續）

威福濫用し易しとは金言なり文化漸々として行はれ世間に字を知るものを加ふれば新聞紙の發賣ますます增し其毀譽褒貶の權力も亦ますます增加せざるを得ず斯くて新聞紙に上下二流を生じ下流は事を記述するものは下流社會に權力を有し一枝の筆を抑揚すれば以て人を喜憂せしむ可し之を名けて威福と云ふ即ち彼の茶屋料理屋、藝人俳優等の如きは唯此の評判贔負に依賴するものなれば自然此新聞紙の威權に喜憂せざるを得ず其際若し悪德の人ありて此威福を濫用し新聞紙面を區別して恰も讚譽と誹謗との二種と爲し恩を以て恩に報ひ怨を以て怨に報ひ某の茶屋我れに禮なし以て之を筆誅す可し某藝人我に德あり以て償ふ所なかる可らず稱一善の恩を恩とする范叔の如く、漂母一飯の德を德とする韓信の如く應報的睚眦必ず報ひ新聞紙を以て一種恐嚇の武器と爲すものあるに非ずと雖ども此輩は所謂新聞紙は何物たるを知らず其智德の度も自から卑く文明の名教を以て律するに足らざるものなれば今姑く之を擱き更に上流新聞記者の部分に就て論せんに元來新聞社なるものは其成立の初に於て固有の性質なかる可らず例へば倫敦タイムス新聞は自由党にも偏せず保守党にも偏せず中正獨立の新聞なり即ちタイムスの本色にして江湖より之を望見すれば鬱然たる一叢の文林春夏秋冬其常靑を失はず現に昨年二月中編輯長チェリー氏物故しバックル氏之れに代りたれども社中一二名の交代は譬へば森林中にて其一二株を移植するが如く文林一帶の觀相は終古依然其常靑の摸を失ふことなし左れば倫敦タイムスも人に變更ありと雖ども社の本色に變更なく社會の人は之を信ずるも其人を信ずるよりも寧ろ其社を信ずるの趣なり但し記者として新聞事業に從事するものは此趣を合點せざる可らず我輩の常に欣羨して止まざる所のものなり然るに世上或は記者一身の私の爲めに其新聞社の色相を變して一時の口氣は純然たる急進論者にして世人も亦皆な其急進の本色を認め居る最中、色相俄に變して守舊と爲り前後の論議を對觀すれば自から論じて自から之を駁擊するが如き奇觀あるに非ず即ち一身の私に徇ひて自から欺き世を欺き兼ねて又其新聞紙を欺きたるものにして之を名教の犯罪人と云はざるを得ず或は道德の部分を離れて論ずるも此輩の所爲は智と云ふ可らず記者若し其説を左右にせんと欲せば必ずしも之を人目に閃かせず暗々裡に其所爲を舒ぶるの趣向あるに非ず先年露國の筋の新聞記者が日耳曼の都、伯林に入り込み某新聞を發兌して巧に自國の爲めに辯論せしことありしが其論の婉曲なる世を擧て其露國人の手に成るを知らず伯林の大都會中に在て其外國人たり又其自から爲にするの新聞たりしを顯はさゞる數年に及びたりと云ふ左れば彼の上流新聞を以て自から任じ然かも屢々其本色を變化し又其變化の痕跡を指點さるゝ者共は獨り新聞記者の德義に愧づるのみならず智術も亦極めて淺薄なるものと云はざるを得ず我輩新聞記者として甚だ不敏たりと雖ども請ふ之を以て自ら戒め又此流の記者輩が其痕跡を世に絶たんことを希望するものなり（畢）

官報

○陸軍省達甲第五十號　府縣沖繩札幌根室ノ三縣ヲ除ク

各兵現役滿期ノ者ハ當年四月二十日ニ至リ除隊豫備役ニ編入スヘキ成規之處來十九年滿期之者ハ詮議之次第有之東京大坂府下屯在之歩兵ヲ除キ各兵共同年一月十五日ヨリ同二十日迄ノ間ニ於テ歸休セシメ歸鄕之節ハ諸事豫備役編入之者同樣取扱置四月二十日ニ至リ豫備役ニ編入爲致候條爲心得此旨相達候事

但東京大坂府下屯在之歩兵ハ三月十五日ヨリ同月二十日迄ニ看護卒ハ定期ニ於テ歸鄕セシメ候事

明治十八年十二月廿二日　陸軍卿　伯爵大山　巖

○農商務省告示第二十五號

當省專賣特許所商標登錄所内ニ於テ衆庶ニ觀覽差許候專賣特許發明品ノ明細書圖面標本雛形及登錄商標見本來觀時限左ノ如ク相定ム

大祭日及休日ヲ除キ日々執務時限中ハ兩所揭示ノ來觀人心得ニ遵ヒ觀覽スルヲ許ス

右告示候事

明治十八年十二月廿二日　農商務卿伯爵西鄕從道

（以上二件本年十二月廿二日官報）

雜報

○米國の消防法　去る頃の本紙上に米國にて火災消防法の行屆たる次第を記せしが近頃在桑港の通信者よりの來信中にも亦此事を記したるは前日の記事と重複する處を省きて左に掲ぐ

前畧御承知の如く桑港は當時開曠最中の市府にて石造の家屋も少なきにあらざれども過半は木造の建屋に係り最も繁盛なる市場を除きては皆東京築地邊の建物と同樣にて下等の家屋裏店等の模樣は一見先づ神田邊の長屋と兄たり難く弟たり難し又諸工場は勿論諸會社諸商店等にて器械運轉の爲め晝夜火を絶たざる處多く瓦斯石炭の使用は概して東京よりも廣く加之粗漏不行屆なる豚尾連は此處に群聚して一市場を成し彼處に散在して他人の傭役を爲し其數凡三萬名餘に及ぶ程なれば火を出す人も火の出る場合も又は火の燃ゆる薪料も十二分に備はるものと申すべし左ればにや當港にて火事の沙汰は毎度の事なり○市街の區畫は殆んど我西京と等しく眞直の一本道は何處迄行くも町名に變りなく數條の街衢相並行して相縱横して恰も碁盤の面の如くなれば新に當地に來りし人にても何町の何番地は何町と何町との間に在りと聞ば之を捜して求むると甚だ容易なり又番號は町毎に別にして甲町に一番あれば乙町にも亦之あり二番三番以下も之に同し（場處の都合に依り十と二分一號あれど、分數を用ひる處あれども每號必ず分數あるにあらず）又番號の配置は例へば右側の家に一番あれば向ひ即ち左側には二番あり三番は一番と並び四番は二番と隣り左右孰れか偶數のみを竝べ一方は奇數のみを列する定法なり又水道の設けは實に驚くべき程のものにて市中は高きも低きも鐵管の通ぜざる處なく年百年中水の不便を感ずることなし又市中諸處に水出しを設け通行人の飲用に供し或は圓柱の如き鐵管を立て火事の時ポンプに水を注ぐの用に供へ置けり○市中四辻の傍に一の小函あり之をフワヤーアラーム　ボックス（火事知らせ函）と云ふ其函の中に小鈴ありて夫れより電信線を消防本局に通じあるゆゑ若し通り掛りの人誰にても失火を發見せるときは馳せ寄りて其鈴を鳴せば其音は一瞬時間を出でず消防局に達し然るときは消防局にて更に電報を以て先づ二三の消防分局に警告し即時に現場に臨ましむ若し火勢強く蔓延の恐れあるときは本局より第二の警報を發して各分局に助力を命じ扨又消防夫は消防を以て專業と爲し常に局内に起居して唯警報の至るを待つのみ○蒸氣ポンプは晝夜間斷なく蒸汽を起し置き又之を引出す馬も平常より善く訓練あるゆゑ警報の到るより僅に三四分時間内に之れを現場に持出すことを得るなりポンプの種類は大抵蒸氣ポンプにて重量凡そ五千封度より八千封度に至り蒸氣の壓力は一方英寸毎に八十乃至百に至ると云ふ多量の水を發射すると推して知るべしポンプの外に梯子車あり二疋の馬にて之を引き是に大小長短種々の梯子二十乃至二十五挺を積み火事場に赴くときは十二名の消防夫之れに乘れり其重量は七千封度より八千封度に至るを常とす○火事の警報先づ消防局に達して後又寺院に通知あれば寺院にては直樣警鐘を鳴らして一般人民に告知す其警鐘の音を算ふれば出火の方角を知り得べき仕組なり其例左の如し

2	N E cor.	Mason st. & Lonbard st.
3	S W	Stockton st. & Greenwich st.
4	N W	Sansome st. & Greenwich st.
12	N W	California st. & Kearny st.

右の如く警鐘を二つ打つときは北東の端メソン街及びロンバルド街なりと知るべく三ツは南西の端にてストックトン及びグリニッチ街四ッは北西の端にてサンソ